

問 例えば大阪市では、一般会計予算案を提出し、2週間後に、補正予算案を提出し、再度2週間後に補正予算案を提出している。本市も一般会計予算案を提示し、2週間後に補正予算案を提出することはできないのか。

答 大阪市は、市長が辞めたため当初予算案を提出後、それを撤回し、暫定予算を提出している状況だと思う。地方自治法施行令第144条に詳しく規定されており、予算案を分割して議案として上程することはできないと考えている。

問 質問の趣旨は、今後も八木駅周辺の開発や、医大の整備、市庁舎の整備などがあるため、効率的に審議を行いたいためである。債務負担行為の八木駅南有地活用事業127億円以外に、庁舎建設事業債の2億7千万円や、行政改革等特別業務委託料800万円、アドバイザー費など127億円に關係する予算があるが、例えば、この127億円の債務負担行為の部分が修正され、削られていない関連予算が可決された場合どうなるのか。予算化された關係

する部分は、そのまま執行するのか。

答 債務負担行為を議会で修正することは可能であり、もし修正された場合、その関連予算については、当然127億円ありきの関連予算であるので、執行できる部分とできない部分が生じてくる。

問 来年度に、関連予算案が否決された場合も同じような対応をするのか。

答 否決や修正された場合、それに関連する事業については、執行するのは難しいと考えている。

社会保障業務の民間委託

問 平成25年11月、厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会において「予防給付の見直しと地域支援事業の充実について」が審議され、平成29年度末までに症状の軽い要支援者への予防給付は、市町村事業として委託される可能性が高くなってきた。要支援者に対する訪問介護や通所介護の給付は、市町村の事業になるといふことだが、こうなると新たに事務作業量が増加す

と思う。平成29年度までに完全実施されるが、どのような作業イメージを持っているのか。

答 作業量としては、介護保険法第6期の計画に盛り込む必要がある、システムや制度をどのような形にするのか検討する必要がある。市の事業となると、単価、基準を市町村で定めることになる。従来、施設については県や国が指定していたが、市の事業になることから、事業所の指定、契約、委託料の支払い方法など調整する必要がある。地方の特色を生かす形となるため、NPOや民間企業などの社会資源の活用にかかる部分の調整や、利用者や事業所等への周知啓発が主な業務になると考える。

問 現在、国保事業の職員は13名いるが、事業の移管となると、職員数が足りなくなるのでは。職員の増員は。

答 地方分権に伴い各課とも業務が増え、限られた職員で対応している。事務量の増大に対しては、現在の業務等の見直しやボランティア等の活用を考えており、現在職員で行っている介護予防教室など

をNPOや民間企業に委託することを考えている。最終的には臨時職員を含め職員を増員しなければならないと思っている。

問 東京都足立区は、27年度から国民健康保険業務の一部を民間に委ねる予定である。国保業務の窓口業務や、保険料の計算や徴収、高額医療の還付などは、高度な専門性が必要だが、定型的な業務なので、それらは民間に委託し、事業が増大する分は職員の配置転換などで対応すれば良いと思うが。

答 窓口の業務や、レセプトの点検、療養費の2次点検業務については、可能な部分を臨時職員や委託で対応するなどし、効率化や効果を検討しながら進めている。29年度を目途とする国保の広域化や庁舎の総合窓口の關係もある中、足立区のような取り組みも参考にしながら研究したい。

大和八木駅周辺整備

問 市長が就任したときは、焼却場建設など三大事業が終

わったばかりで、債務が多く、使える資金に余裕がなかったと思う。就任当時の一般会計債務残高は532億円あったが、それが減ってきたことで資金に余裕ができ、ある程度事業が行える状態になった。就任当時も市庁舎建設の予定はあったと思うが、資金的に建設は不可能だったのか。

答 就任当時より債務残高は127億円減った。確かに庁舎の問題等があったが当時は大変な状況であり、自己資金だけで進めることは不可能だった。

問 首長が代わるときには、実際に使える資金はないと時々聞く。今回、また新三大事業として八木駅周辺整備や市庁舎整備、医大周辺整備をするようだが、市長は、いずれは退任するわけで、新たな方が市長になったときに、市長と同じような経験をさせてしまう恐れがあるので。市長の考えは。

答 今やらなければいけない事業は今しかできない。なぜ今、行わなければいけないかということ、議会、委員会を通じ議論をしている。前の三大事業も、その時期にしな